

子ども医療費助成

白老町独自の制度で子育てを支援！

子ども医療費助成制度

病院や調剤薬局などで一部負担していただいていた「お子さんの医療費」について、町独自の助成制度を設けています。

●助成対象

白老町に住所を有する中学生までのお子さんで、医療保険に加入されている方。

※令和2年7月1日より、小中学生の通院分も助成対象となりました。

ただし、生活保護を受けている方、施設等に入所している方は除きます。

●払戻金額の例

【例1】通院で医療費の総額が10,000円の場合

①3歳未満または就学前の非課税世帯の子の医療費

医療保険適用分 8割 (8,000円)	乳幼児医療負担 1,420円	自己負担 580円
---------------------	----------------	-----------

②3歳以上で就学前の課税世帯の子の医療費（院外処方の薬代も対象）

医療保険適用分 8割 (8,000円)	乳幼児医療負担 1割 (1,000円)	自己負担 1割 (1,000円)
---------------------	---------------------	------------------

③小学生・中学生の医療費

医療保険適用分 7割 (7,000円)	自己負担 3割 (3,000円)
---------------------	------------------

【例2】入院で医療費の総額が200,000円の場合（食事代や保険適用外分は対象外）

①3歳未満または就学前の非課税世帯の子の医療費

医療保険適用分 8割 (160,000円)	乳幼児医療負担 39,420円	自己負担 580円
-----------------------	-----------------	-----------

②3歳以上で就学前の課税世帯の子の医療費

医療保険適用分 8割 (160,000円)	乳幼児医療負担 1割 (20,000円)	自己負担 1割 (20,000円)
-----------------------	----------------------	-------------------

③小学生で課税世帯の子の医療費

医療保険適用分 7割 (140,000円)	乳幼児医療負担 2割 (40,000円)	自己負担 1割 (20,000円)
-----------------------	----------------------	-------------------

④中学生の医療費

医療保険適用分 7割 (140,000円)	自己負担 3割 (60,000円)
-----------------------	-------------------

北海道医療給付事業の助成対象部分 子ども医療費の助成対象部分

※非課税世帯・課税世帯→「世帯全員」町道民税が課税されていなければ非課税世帯。

世帯員のうち、1人でも町道民税が課税されていれば課税世帯となります。

注1) 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

●助成方法

保護者からの申請により指定の口座へ振り込みをする『償還払い』となりますので、役場又は出張所で申請してください。申請期間は、医療機関を受診した日の翌月から2年以内となります。

●必要書類等

①助成申請書（お子さま1人につき1枚必要です。） ②医療費等の領収書（原本）

③申請者（保護者）の振込口座が分かるもの ④お子さまの健康保険証（確認のみ）

※白老町の医療費助成各受給者証（乳幼児医療（白）、ひとり親家庭等医療（黄）、重度障がい者医療（緑））の対象でない方は、最初の申請時に『受給資格認定申請書』も提出してください。

※①～④（③・④はコピー添付）を同封した郵送による申請も可能です。

●問合せ 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325